

第 52 回 定時株主総会 招集ご通知

2023年11月1日 ～ 2024年10月31日

開催
日時

2025年1月29日（水曜日）
午前11時（午前10時より受付開始）

開催
場所

宮城県仙台市泉区寺岡6-2-1
仙台ロイヤルパークホテル
ロビーフロア
ロイヤルホールEAST

目次

第52回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
議案 剰余金の処分の件	
事業報告	6
計算書類	22
監査報告書	34

株式会社フジ・コーポレーション

（証券コード：7605）

Fuji

(証券コード：7605)

2025年1月14日
(電子提供措置の開始日 2025年1月7日)

株 主 各 位

宮城県富谷市成田一丁目2番2号
株式会社フジ・コーポレーション
代表取締役社長 遠藤 文樹

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第52回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.fujicorporation.com/bs/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名「フジ・コーポレーション」又は証券コード
「7605」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができま
すので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年1
月28日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年1月29日（水曜日）午前11時（午前10時より受付開始）
2. 場 所 宮城県仙台市泉区寺岡6-2-1
仙台ロイヤルパークホテル ロビーフロア ロイヤルホールE A S T

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第52期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）

事業報告及び計算書類報告の件

決議事項 議 案 剰余金の処分の件

4. 議決権の行使に関する事項

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年1月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2025年1月28日（火曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

（3）議決権の重複行使の取り扱い

①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（4）議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

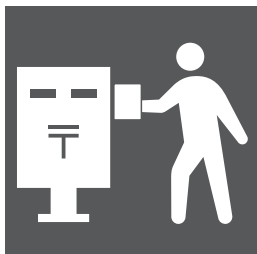
お願い

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事前の議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により事前に行使いただくことができます。



① 郵送で事前に議決権行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年1月28日（火曜日）
午後5時到着分まで



② インターネットで事前に議決権行使される場合

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

（QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

行使期限

2025年1月28日（火曜日）
午後5時受付分まで

詳細は次ページを
ご参照ください。

議決権の 重複行使の 取り扱い

- (1) 書面とインターネットにより議決権を重複して事前に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回事前に議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご留意事項

- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ・株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- ・議決権行使ウェブサイトは、フィーチャーフォン等一部の携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる事前の議決権行使のご案内

インターネットによる事前の議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

スマートフォンをご利用の方

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、簡単に議決権を行使いただくことができます。



- 2 以降は画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、パソコン向けサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

パソコンをご利用の方

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
<https://www.net-vote.com/>



- 2 同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。



ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切に取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

インターネットによる事前の議決権行使に関するお問い合わせ先

株式会社アイ・アール ジャパン証券代行業務部

専用
ダイヤル



0120-975-960

受付時間 午前9時～午後5時
(土・日・祝日を除く)

(ご参考) 機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議 案 | 剰余金の処分の件

当社の配当方針につきましては、中長期視点から経営基盤の確立と自己資本利益率の向上に努め、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、今後の事業展開及び会社を取り巻く環境等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様還元させていただく所存であります。

■ 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境を勘案いたしまして、1株につき20円00銭とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金（1株につき20円00銭）を加えた年間配当金は1株につき40円00銭となります。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円00銭

総額361,742,180円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年1月30日

以 上

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度（2023年11月1日～2024年10月31日）における我が国の経済は、政治経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境の改善等、景気は緩やかな回復基調にあった一方で、世界的な金融引締めや資源・原材料価格の高騰に伴う物価の上昇等による景気後退懸念など、依然として取り巻く環境は厳しく、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社におきましては、タイヤ・ホイール等取扱い商材の全般的な値上げに加え、暖冬によるスタッドレスタイヤの需要減もあり販売数量は減少しましたが、商品単価が上昇したため、売上高は前事業年度を上回ることができました。しかし、急激な円安による仕入コストの上昇や政策的な賃上げによる人件費の増加もあり、営業利益、経常利益は若干の減益となりましたが、賃貸物件の売却による特別利益により、当期純利益は増益で終わることができました。

この結果、当事業年度の売上高は46,142百万円（前事業年度比1,050百万円、2.3%増）となりました。売上高を商品別に見ますと、タイヤ・ホイールは売上金額39,847百万円（前事業年度比902百万円、2.3%増）、売上本数2,942千本（前事業年度比95千本、3.1%減）となりました。用品は売上金額3,422百万円（前事業年度比140百万円、4.3%増）、作業料は売上金額2,872百万円（前事業年度比7百万円、0.3%減）となっております。売上構成比は、タイヤ・ホイール86.4%（前事業年度86.4%）、用品7.4%（前事業年度7.3%）、作業料6.2%（前事業年度6.3%）となりました。また、販路別売上高の状況は、店舗売上高27,959百万円（前事業年度比790百万円、2.9%増）、本部売上高18,182百万円（前事業年度比259百万円、1.5%増）となっております。

当事業年度の経営成績を総括いたしますと、営業利益5,479百万円（前事業年度比50百万円、0.9%減）、経常利益5,632百万円（前事業年度比137百万円、2.4%減）、当期純利益4,051百万円（前事業年度比65百万円、1.6%増）となりました。

2. 対処すべき課題

現在の我が国の経済は、政府の経済政策を背景に、景気は緩やかに回復しつつあるものの、依然として先行きに不透明感が残っております。今後、当社といたしましても東証プライム市場上場企業としての社会的責任を全うすべく、事業の基盤固めを推進していく必要性を認識しております。

(コーポレート・ガバナンスに関する取組み)

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役（社外取締役は除く）に対して、譲渡制限付株式制度を導入しております。今後も、公正で透明な経営を維持し、企業価値の持続的向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めてまいります。

(業務の効率化と社員の能力向上に関する取組み)

出店地域の広域化や販売方法の多様化により、業務の効率化とそれを支える社員の能力向上は、今後の更なる業容拡大に向けて重要な課題と認識しております。今後も様々な変革に対応できる人材を育成する環境を整えるため、社内外の研修や社員育成プログラムを取り入れ、業務の効率化及び社員一人一人の資質の継続的向上を図ってまいります。

(労働環境の改善に関する取組み)

全社的にスタッドレスタイヤの販売が始まる冬季需要期には、閑散期の3倍以上の売上が発生するため、人員不足に陥ってしまいます。この対策として、AGV*、STV*、自動搬送コンベア、ラージベール*を導入した物流システムを稼働させております。今後も、更なるシステムの改善、オートメーション化を推進し、繁忙期の労働環境の改善に努めてまいります。

*AGV (Automatic Guided Vehicle) …無人搬送車

*STV (Sorting Transfer Vehicle) …高速仕分け電動台車

*ラージベール…廃棄段ボール高速圧縮梱包機

(環境問題への取組み)

当社は、SDGsの取り組みの一環として環境問題に取り組んでおります。環境省「デコ活」に賛同し、店舗や本社事務所の照明は、LED等の高効率照明を使用するとともに、エアコン等の設定温度の調整により省エネ、CO2削減に努めております。さらに、消費電力の大きいロジスティクスへの太陽光発電設備の導入を決定し、更なるCO2削減に努めてまいります。また、店舗備品のリサイクル、リユースを全社で実行するとともに、通信販売等のお客様へ商品を発送する際の梱包には、リサイクル品であるダンボール、エアクッションシート及びPPバンドを必要最小限に使用するなど、今後も地球環境問題に取り組んでまいります。

3. 設備投資等の状況

(1) 当期中における設備投資総額は1,121百万円であり、主に郡山店の移転に係るもの及び業務効率向上を目的としたシステム関連の投資によるものであります。

(2) 当期中における主要な設備投資は次のとおりであります。

郡山店（2025年2月移転）	696,480千円
システム関連投資	212,123千円

4. 資金調達の状況

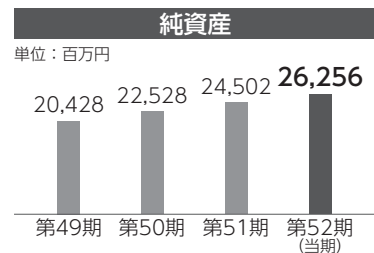
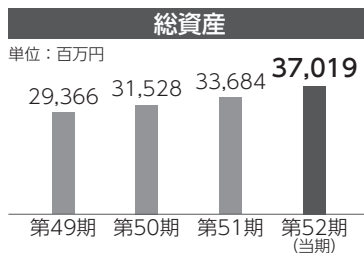
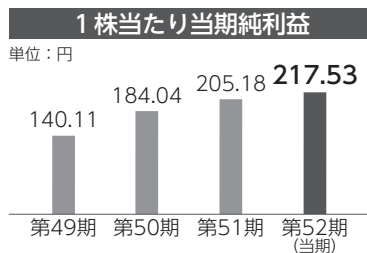
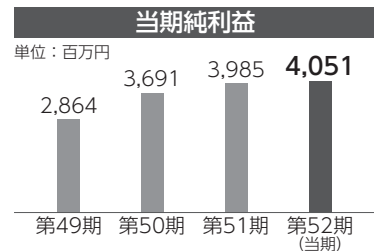
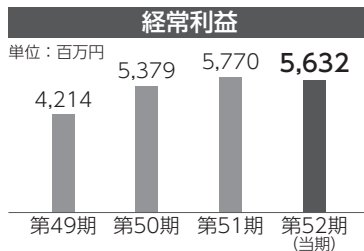
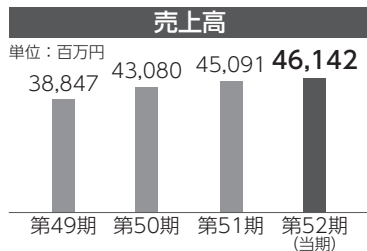
当社は、業容拡大に対して機動的な資金調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。なお、当期末における借入極度額と未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	50億円
借入未実行残高	50億円

5. 財産及び損益の状況

区 分	第49期 (2021年10月期)	第50期 (2022年10月期)	第51期 (2023年10月期)	第52期 (当期) (2024年10月期)
売上高 (千円)	38,847,155	43,080,410	45,091,591	46,142,013
経常利益 (千円)	4,214,445	5,379,894	5,770,060	5,632,425
当期純利益 (千円)	2,864,286	3,691,789	3,985,993	4,051,508
1株当たり当期純利益 (円)	140.11	184.04	205.18	217.53
総資産 (千円)	29,366,108	31,528,690	33,684,346	37,019,927
純資産 (千円)	20,428,801	22,528,575	24,502,695	26,256,683
自己資本比率 (%)	69.4	71.3	72.6	70.8
1株当たり純資産 (円)	995.81	1,151.77	1,296.89	1,449.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済み株式数により、1株当たり純資産は期末発行済み株式数により算出しております。
 なお、期末発行済み株式数は、自己株式を控除しております。
2. 当社は2021年5月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。
 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第49期の期首時点で行われていたと仮定して算出しております。
3. 第50期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第50期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



6. 主要な事業内容

自動車用タイヤ、ホイール及びカー用品の店舗販売及び通信販売

7. 主要な営業所

本 社 宮城県富谷市

営業所 第2・第3ロジスティクス（宮城県富谷市）
名取ロジスティクス（宮城県名取市）

店 舗 タイヤ&ホイール館フジスペシャルブランド



札幌清田店（札幌市清田区）
盛岡店（岩手県盛岡市）
富谷店（宮城県富谷市）
名取店（宮城県名取市）
白河店（福島県白河市）
新潟竹尾IC店（新潟市東区）
長野店（長野県長野市）
伊勢崎店（群馬県伊勢崎市）
宇都宮東店（栃木県宇都宮市）
つくば店（茨城県つくば市）
川越店（埼玉県川越市）
柏沼南店（千葉県柏市）
武蔵村山店（東京都武蔵村山市）
相模原店（相模原市緑区）
浜松店（浜松市中央区）
グリーンロード店（愛知県長久手市）
岡崎店（愛知県岡崎市）
大阪箕面店（大阪府箕面市）
タイヤ&ホイール館フジ
一関店（岩手県一関市）
石巻店（宮城県石巻市）
長岡店（新潟県長岡市）
青梅店（東京都青梅市）
フジファイブデイズ
札幌西店（札幌市手稲区）
山形店（山形県山形市）
R45八戸店（青森県八戸市）
北上店（岩手県北上市）
泉バイパス店（仙台市泉区）
福島店（福島県福島市）
新潟店（新潟市西区）
甲府店（山梨県甲府市）
高崎店（群馬県高崎市）
宇都宮店（栃木県宇都宮市）
水戸店（茨城県水戸市）
新大宮バイパス店（さいたま市西区）
千葉穴川店（千葉市稲毛区）
練馬店（東京都練馬区）
横浜店（横浜市都筑区）
静岡店（静岡市駿河区）
R21岐阜店（岐阜県岐阜市）
R1中川店（名古屋市中区）
四日市店（三重県四日市市）
潮芦屋店（兵庫県芦屋市）
仙台店（仙台市宮城野区）
郡山店（福島県郡山市）
小山店（栃木県小山市）
松本店（長野県松本市）
札幌東店（札幌市東区）
江戸川店（東京都江戸川区）

8. 従業員の状況

	従業員数	前年度末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	413 名	3 名増	37.1 歳	10.2 年
女 性	69 名	4 名減	29.6 歳	6.6 年
合計又は平均	482 名	1 名減	36.1 歳	9.7 年

（注）従業員数に、使用人兼務役員、パート、アルバイト等は含まれておりません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 60,800,000株
2. 発行済株式総数 18,087,109株（自己株式318,291株を除く。）
3. 株主数 6,722名（前期比1,075名減）
4. 大株主（上位10位以内の自己株式は除く。）

株 主 名	持 株 数	持株比率
遠 藤 文 樹	7,683,100 株	42.48 %
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,502,900 株	8.31 %
佐 々 木 正 男	1,175,900 株	6.50 %
(株)日本カストディ銀行(信託口)	654,700 株	3.62 %
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	492,900 株	2.73 %
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	471,403 株	2.61 %
(株)七十七銀行	462,000 株	2.55 %
野村信託銀行(株)(投信口)	442,280 株	2.45 %
(株)三菱UFJ銀行	440,000 株	2.43 %
多 賀 睦 実	237,100 株	1.31 %

(注) 持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、譲渡制限付株式を付与しております。

- ・取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	28,000 株	6 名

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式818,500株を取得しました。また、会社法第178条に基づき取得した自己株式の全数818,500株の消却を行いました。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

1. 2017年1月27日開催の取締役会決議による新株予約権

(1) 新株予約権の数

59個

(2) 新株予約権の目的である株式の数

11,800株（新株予約権1個につき200株）

(注) 2021年5月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。

これにより新株予約権の目的である株式の数が5,900株から11,800株に変更になっております。

(3) 新株予約権の払込金額

無償

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり1円

(5) 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり468円

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2017年2月14日から2047年2月13日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、権利行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2. 2018年1月29日開催の取締役会決議による新株予約権

(1) 新株予約権の数

52個

(2) 新株予約権の目的である株式の数

10,400株（新株予約権1個につき200株）

(注) 2021年5月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。

これにより新株予約権の目的である株式の数が5,200株から10,400株に変更になっております。

(3) 新株予約権の払込金額

無償

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり1円

(5) 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり574円

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2018年2月14日から2048年2月13日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、権利行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

3. 2019年1月29日開催の取締役会決議による新株予約権

(1) 新株予約権の数

70個

(2) 新株予約権の目的である株式の数

14,000株（新株予約権1個につき200株）

(注) 2021年5月1日付で1株を2株に株式分割いたしました。

これにより新株予約権の目的である株式の数が7,000株から14,000株に変更になっております。

(3) 新株予約権の払込金額

無償

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たり1円

(5) 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

1株当たり477円

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年2月14日から2049年2月13日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、権利行使期間において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	181個	36,200株	6名

Ⅳ．会社役員に関する事項

１．取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	遠 藤 文 樹	
専 務 取 締 役	佐 々 木 正 男	営業本部長
常 務 取 締 役	千 葉 和 博	店舗営業部部長
常 務 取 締 役	多 賀 睦 実	管理本部長
取 締 役	川 村 尚 言	商品部部長
取 締 役	小 林 秀 貴	本社第一営業部部長
取 締 役	中 村 賢 二	
取 締 役	大 江 恵 子	
取 締 役	吉 田 邦 光	
常 勤 監 査 役	林 田 昭 一	
常 勤 監 査 役	邊 見 慶 二 郎	
監 査 役	佐 藤 茂	佐藤茂会計事務所代表
監 査 役	檜 山 公 夫	

- (注) 1. 取締役中村賢二氏、大江恵子氏及び吉田邦光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、中村賢二氏、大江恵子氏及び吉田邦光氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役佐藤茂氏及び檜山公夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、佐藤茂氏及び檜山公夫氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役佐藤茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役檜山公夫氏は、以前弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と社外取締役中村賢二氏、大江恵子氏及び吉田邦光氏並びに社外監査役佐藤茂氏及び檜山公夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月の取締役会決議において決定しております。当該決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて経営成績、業務執行状況をも考慮しながら総合的に勘案して取締役会決議にて決定しております。

株式報酬は、譲渡制限付株式とし、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとしております。当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）としております。個人別の割当数は、上記基本報酬を基に取締役会決議にて決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当該決定方針に整合していることを慎重に確認し決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬の報酬限度額は、2012年1月26日開催の定時株主総会において、年額250,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、株式報酬の報酬限度額は、2020年1月29日開催の定時株主総会において、上記基本報酬の限度額と別枠にて、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（社外取締役は除く）です。

監査役の基本報酬の報酬限度額は、2024年1月30日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役	270,792	221,400	49,392	9
(うち社外取締役)	(7,800)	(7,800)	(—)	(3)
監査役	19,260	19,260	—	4
(うち社外監査役)	(5,580)	(5,580)	(—)	(2)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式の付与による報酬額であります。

3. 社外役員に関する事項

当期中における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況等

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況等
取 締 役	中 村 賢 二	当期開催の取締役会13回の全回に出席し、主に長年タイヤ業界で培った専門的知見から発言をいただいております。
取 締 役	大 江 恵 子	当期開催の取締役会13回の全回に出席し、主に社会保険労務士としての専門的知見から発言をいただいております。
取 締 役	吉 田 邦 光	当期開催の取締役会13回の全回に出席し、主に長年警察官として培った専門的知見から発言をいただいております。
監 査 役	佐 藤 茂	当期開催の取締役会13回の全回に、また、当期開催の監査役会13回の全回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見から発言をいただいております。
監 査 役	檜 山 公 夫	当期開催の取締役会13回の全回に、また、当期開催の監査役会13回の全回に出席し、主に長年弁護士として培った専門的知見から発言をいただいております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社の全ての取締役、監査役、執行役員及び会計監査人

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の保険料については全額当社が負担しております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額	25,000千円
------------------------	----------

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円
--------------------------------	----------

(注) 1. 当社監査役会は、有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

1. 決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、全ての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。

- ① 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努めております。
- ② 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役会に報告しております。
- ③ 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存しております。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

想定されるリスク（損失の多寡、不正や誤謬の発生）を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスク・マネジメントの観点から、取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定しており、リスク管理に関する体制は合理的に整備しております。

このリスク管理方式は、業務の推進過程の中に準備された内部牽制機能によって支えられているものであり、これらがさらに有効に機能するよう改善していくものとしております。

取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び使用人の職務の執行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しておりますが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化、IT化を進めていくものとします。

(5) 事業報告作成会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社には、親会社及び子会社等はありませんが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行う体制を整備するものとします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置するものとします。また、当該使用人の人事については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保し、当該使用人は監査役の指揮命令に基づき業務を実施するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたものが当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制をとっております。また監査役は、取締役会のほか、業務報告会議、その他必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めています。併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室とのより深い連携を図っております。管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとっております。なお、監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の半数は社外監査役とし、監査の公正を確保するものとします。監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行っております。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社の監査の実効性を確保しております。なお、監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとしております。

2. 体制の運用状況の概要

当社は、全役職員に対して規程や業務マニュアル等について周知徹底を図っております。

取締役は、社内規程を整備し、法令並びに定款に従って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催しております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

内部監査、財務報告に係る内部統制の評価については、内部監査計画に基づき実施しております。

(注) 本事業報告の数値は表示単位未満の端数を切り捨て、百分率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

貸借対照表

(単位：千円)

科目	当期 (2024年10月31日現在)	前期 【ご参考】 (2023年10月31日現在)
資産の部		
流動資産	21,768,650	18,156,778
現金及び預金	5,092,092	1,975,311
売掛金	3,732,436	3,898,588
商品	9,947,554	9,574,031
前払費用	912,678	915,281
未収入金	1,978,569	1,716,456
1年以内回収予定建設協力金	43,479	42,975
その他	67,872	51,920
貸倒引当金	△6,032	△17,786
固定資産	15,251,276	15,527,567
有形固定資産	12,921,724	13,364,703
建物	5,794,693	6,194,511
建物附属設備	735,534	826,540
構築物	345,603	427,904
機械装置	1,509,614	1,876,924
車両運搬具	78,573	97,198
工具器具及び備品	180,909	156,976
土地	3,295,446	3,059,515
リース資産	649,423	678,911
建設仮勘定	331,925	46,220
無形固定資産	384,874	304,256
商標権	690	986
ソフトウェア	230,418	240,021
リース資産	403	806
電話加入権	4,212	4,212
水道施設利用権	705	1,209
ソフトウェア仮勘定	148,445	—
投資その他の資産	1,944,677	1,858,608
出資金	23	23
長期貸付金	7,472	—
長期前払費用	79,548	84,809
繰延税金資産	707,988	652,904
建設協力金	594,524	638,004
敷金	334,886	344,668
保証金	208,714	127,061
破産更生債権等	27,829	27,829
その他	11,519	11,136
貸倒引当金	△27,829	△27,829
資産合計	37,019,927	33,684,346

科目	当期 (2024年10月31日現在)	前期 【ご参考】 (2023年10月31日現在)
負債の部		
流動負債	9,253,689	7,633,331
買掛金	4,995,156	3,254,825
1年以内返済予定リース債務	41,449	41,338
未払金	660,530	715,318
未払費用	141,792	133,827
未払法人税等	985,667	1,013,340
未払消費税等	350,736	373,208
前受金	1,050,538	1,031,358
預り金	26,724	25,788
前受収益	880,353	951,722
資産除去債務	4,640	—
賞与引当金	116,100	87,130
固定負債	1,509,554	1,548,320
リース債務	682,500	723,949
退職給付引当金	351,701	335,628
資産除去債務	250,105	246,395
長期未払金	198,847	198,847
その他	26,400	43,500
負債合計	10,763,243	9,181,651
純資産の部		
株主資本	26,220,382	24,466,394
資本金	1,236,515	1,236,515
資本剰余金	1,273,115	1,273,115
資本準備金	1,273,115	1,273,115
利益剰余金	24,319,171	22,504,992
利益準備金	6,570	6,570
その他利益剰余金	24,312,600	22,498,421
固定資産圧縮積立金	3,406	3,654
別途積立金	1,300,000	1,300,000
繰越利益剰余金	23,009,193	21,194,766
自己株式	△608,419	△548,229
新株予約権	36,300	36,300
純資産合計	26,256,683	24,502,695
負債・純資産合計	37,019,927	33,684,346

損益計算書

(単位：千円)

科目	当期		前期 ご参考	
	(2023年11月1日から2024年10月31日まで)		(2022年11月1日から2023年10月31日まで)	
売上高		46,142,013		45,091,591
売上原価		31,163,037		30,270,049
売上総利益		14,978,976		14,821,541
販売費及び一般管理費		9,499,904		9,292,261
営業利益		5,479,071		5,529,280
営業外収益				
受取利息	7,055		5,657	
受取配当金	1		1	
不動産賃貸料	38,953		55,680	
受取保険金	84,172		125,870	
その他	101,970	232,153	123,441	310,650
営業外費用				
支払利息	9,035		7,325	
不動産賃貸費用	12,473		13,145	
自己株式取得費用	45,829		38,962	
為替差損	11,445		10,404	
その他	14	78,798	33	69,871
経常利益		5,632,425		5,770,060
特別利益				
固定資産売却益	201,755	201,755	7,922	7,922
特別損失				
固定資産売却損	1,258	1,258	—	—
税引前当期純利益		5,832,922		5,777,982
法人税、住民税及び事業税	1,836,497		1,827,560	
法人税等調整額	△55,083	1,781,413	△35,571	1,791,989
当期純利益		4,051,508		3,985,993

株主資本等変動計算書 (2023年11月1日から2024年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金 自己株式 処分差益	資本剰余金 合計	利益準備金
当期首残高	1,236,515	1,273,115	—	1,273,115	6,570
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
固定資産圧縮積立金の取崩					
自己株式の取得					
自己株式の処分			8,927	8,927	
自己株式の消却			△8,927	△8,927	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	1,236,515	1,273,115	—	1,273,115	6,570

(単位：千円)

	株主資本			
	利益剰余金			
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,654	1,300,000	21,194,766	22,504,992
当期変動額				
剰余金の配当			△708,015	△708,015
当期純利益			4,051,508	4,051,508
固定資産圧縮積立金の取崩	△248		248	—
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式の消却			△1,556,044	△1,556,044
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			26,730	26,730
当期変動額合計	△248	—	1,814,427	1,814,179
当期末残高	3,406	1,300,000	23,009,193	24,319,171

(単位：千円)

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△548,229	24,466,394	36,300	24,502,695
当期変動額				
剰余金の配当		△708,015		△708,015
当期純利益		4,051,508		4,051,508
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
自己株式の取得	△1,700,014	△1,700,014		△1,700,014
自己株式の処分	74,852	83,779		83,779
自己株式の消却	1,564,972	—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		26,730		26,730
当期変動額合計	△60,190	1,753,988	—	1,753,988
当期末残高	△608,419	26,220,382	36,300	26,256,683

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物並びに2016年4月1日以降（リース資産を除く）に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………20～38年

建物附属設備……………8～18年

構 築 物……………10～20年

機 械 装 置……………10～17年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「企業会計基準第13号 リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っております。

(3) 引当金の計上方法

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、一般顧客に対しては店舗販売及び通信販売、法人得意先に対しては業者販売により、特にタイヤ・ホイールに的を絞ってカー用品を販売しております。店舗販売における商品の販売及びサービスの提供については、顧客に商品を引き渡した時点又は顧客に役務提供を完了した時点で、顧客に当該商品等に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。商品補償等の一部のサービスの提供については、契約期間にわたり継続的に履行義務を充足する取引であると判断しており、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、通信販売及び業者販売における商品の販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

一般顧客に対して他社ポイントを付与して商品を販売する場合は、顧客に対する商品の販売の履行義務に係る取引価格の算定における第三者のために回収する金額として、顧客から受け取る対価の額から取引先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当事業年度	
主要な財又はサービスの種類	
タイヤ・ホイール	39,847,379千円
用品	3,422,213千円
作業料	2,872,421千円
顧客との契約から生じる収益	46,142,013千円
外部顧客への売上高	46,142,013千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、1. 重要な会計方針 (4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,898,588千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,732,436千円
契約負債（期首残高）	1,983,081千円
契約負債（期末残高）	1,930,892千円

契約負債は、商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金、及び顧客へ販売した商品に対する補償等のサービス提供に関する前受収益であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,785,745千円であります。

②契約履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当事業年度
1年以内	1,741,724千円
1年超2年以内	189,168千円

3. 会計上の見積りに関する注記

(店舗に係る有形固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、カー用品のタイヤ・ホイールに的を絞り、店舗販売、通信販売、業者販売により販売しております。このうち、店舗販売は郊外型の店舗で、幹線道路沿いに多く出店しており、当事業年度末における店舗数は48店舗であります。

店舗を運営する上で必要な土地建物などの主たる資産やタイヤ・ホイールの取り付けなどのサービス提供に用いる工具器具などの資産を保有しており、当社店舗に係る有形固定資産残高は4,197,336千円、総資産の11.3%となっております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社の事業資産における資産グループについてはキャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗をグループ핑の単位としております。土地の時価の著しい下落や継続的な営業損失等が発生した店舗があれば減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した店舗について、店舗の主要な資産の残存耐用年数にわたって将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ることになった店舗については、減損損失を認識することとしております。回収可能価額は使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額としており、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上されます。

②主要な仮定

減損損失の認識の判定及び使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは過去の実績や趨勢、経営環境などの外部要因に関する情報や当社店舗の予算等の内部情報を総合的に加味して見積っており、減損兆候店舗の将来売上高を重要な仮定として算定しております。

当社では新型コロナウイルス感染拡大の影響は軽微であるという仮定を置き、直近の業況が今後も継続することを前提としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済状況の変動等や新型コロナウイルス感染症の流行状況により当該見積り及び当該改訂に関して見直しが必要になった場合、翌事業年度以降において減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 9,304,453千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	19,223,900 株	一 株	818,500 株	18,405,400 株

(変動事由の概要)

発行済株式の減少は、自己株式の消却による減少であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	358,436 株	823,105 株	863,250 株	318,291 株

(変動事由の概要)

自己株式の増加及び減少のうち818,500株は、自己株式の取得による増加及び消却による減少であります。

その他自己株式の増加は、譲渡制限付株式を当社が無償取得したことによる増加であります。

その他自己株式の減少は、取締役及び従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(3) 配当金支払額

2024年1月30日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 330,145千円

1株当たり配当額 17.50円

基準日 2023年10月31日

効力発生日 2024年1月31日

2024年5月20日開催の取締役会決議による中間配当に関する事項

配当金の総額 377,869千円

1株当たり配当額 20.00円

基準日 2024年4月30日

効力発生日 2024年7月8日

- (4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年1月29日開催の定時株主総会において、次のとおり付議します。

配当金の総額	361,742千円
1株当たり配当額	20.00円
基準日	2024年10月31日
効力発生日	2025年1月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とすることを予定しております。

- (5) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
2017年1月27日取締役会決議分	普通株式	11,800 株	59 個
2018年1月29日取締役会決議分	普通株式	10,400 株	52 個
2019年1月29日取締役会決議分	普通株式	14,000 株	70 個

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る信用リスクは、販売管理規程及び債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。未収入金は主に主要仕入先からのリベートであり、その信用リスクは限定的なものと判断しております。買掛金、未払法人税等については、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、管理部において適時に資金繰り計画を作成、更新し流動性リスクを管理するとともに、金融機関との当座貸越契約を締結することでリスクを低減しております。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付制度の概況

退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を継続して採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	297,927千円
勤務費用	29,903千円
利息費用	4,023千円
数理計算上の差異の発生額	8,336千円
退職給付の支払額	△12,401千円
退職給付債務の期末残高	327,789千円

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	327,789千円
未認識数理計算上の差異	23,911千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	351,701千円

退職給付引当金	351,701千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	351,701千円

③退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	29,903千円
利息費用	4,023千円
その他	△5,452千円
確定給付制度に係る退職給付費用	28,473千円

④数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	1.30%
-----	-------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	当期
	2024年10月31日現在
繰延税金資産	
未払事業税等	52,924千円
賞与引当金	34,880千円
商品評価損	34,254千円
退職給付引当金	105,663千円
長期末払金	59,740千円
資産除去債務	76,534千円
減価償却超過額	159,062千円
土地	124,343千円
その他	104,080千円
繰延税金資産合計	751,484千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,464千円
建設協力金	△5,406千円
資産除去債務に対応する除去費用	△36,626千円
繰延税金負債合計	△43,496千円
繰延税金資産純額	707,988千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が2008年10月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	建物	合計
取得価額相当額	120,000千円	120,000千円
減価償却累計額相当額	98,000千円	98,000千円
期末残高相当額	22,000千円	22,000千円

(2) 未経過リース料相当額

	建物	合計
一年以内	7,121千円	7,121千円
一年超	19,951千円	19,951千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	建物	合計
支払リース料	7,761千円	7,761千円
減価償却費相当額	6,000千円	6,000千円
支払利息相当額	828千円	828千円

10. 1株当たり情報の注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 1,449円67銭
- (2) 1株当たり当期純利益…………… 217円53銭
- 算定に用いられた主要な内訳
- 損益計算書上の当期純利益…………… 4,051,508千円
- 普通株式に係る当期純利益…………… 4,051,508千円
- 普通株式の期中平均株式数…………… 18,625,211株
- (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益…………… 217円11銭
- 算定に用いられた主要な内訳
- 当期純利益調整額…………… —
- 普通株式増加数…………… 36,181株

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年12月11日

株式会社フジ・コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 英 俊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤 田 修 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジ・コーポレーションの2023年11月1日から2024年10月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月13日

株式会社フジ・コーポレーション監査役会

常勤監査役	林 田 昭 一	㊞
常勤監査役	邊 見 慶二郎	㊞
監査役	佐 藤 茂	㊞
監査役	檜 山 公 夫	㊞

(注) 監査役佐藤茂及び檜山公夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

環境に配慮した植物油インキを使用しています。